

令和元年10月24日
中部運輸局静岡運輸支局

令和元年台風第19号の被害に伴う自動車検査証の有効期間の再伸長等について

令和元年台風第19号の被害に伴い、静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証等の有効期間を伸長しているところですが、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間の再伸長及び保安基準適合証等の有効期間を再延長することとしました。

(※静岡県伊豆の国市、田方郡函南町(静岡運輸支局の公示))

- 令和元年台風第19号の被害に伴い、災害救助法の適用を受けた地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証等の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の利用者については、未だ継続検査の受検が困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間についても同様に、再延長することとし、本日、公示しました。

- 対象車両及び措置内容

- 自動車検査証

静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から11月14日までのものを11月15日まで伸長

なお、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険(共済)については、継続契約の締結手続きが11月15日を限度として猶予されます。詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

- 保安基準適合証及び保安基準適合標章

静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が10月15日から10月26日までのものを11月15日まで延長

- 限定自動車検査証

静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に使用の本拠を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から10月25日までのものを11月15日まで延長

(問い合わせ先)

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-25
中部運輸局 静岡運輸支局整備担当 山口、島田、池内
電話：054-261-7622

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、静岡運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、静岡運輸支局管内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、静岡運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

※一部地域

伊豆の国市、田方郡函南町

令和元年10月24日

中部運輸局静岡運輸支局長